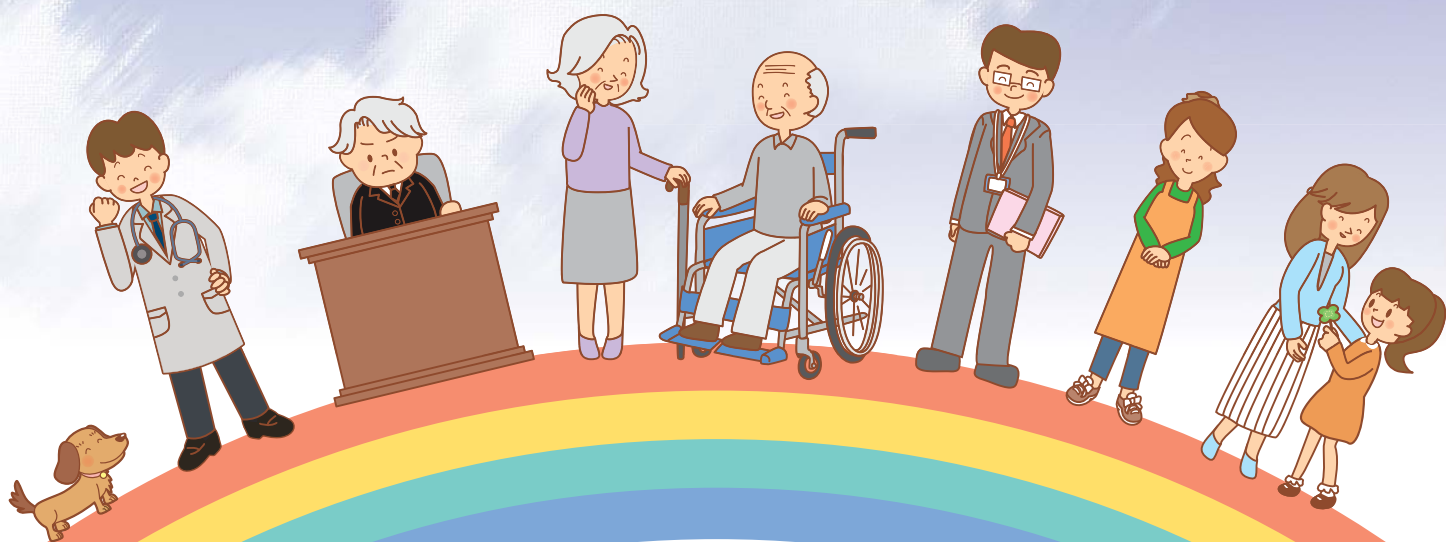
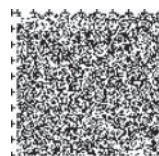


すべての人が安心できる
暮らしのために

成年後見制度 について

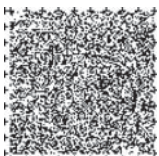


久留米市成年後見センター



目次

成年後見制度とは？	3
利用のしかた	4
法定後見制度	6
任意後見制度	8
成年後見制度を利用した事例	9
成年後見人の仕事	10
留意事項	11
利用にかかる費用など	12
成年後見登記制度とは	14
久留米市成年後見センターの業務内容	15
各種お問い合わせ先	16



成年後見制度とは？

認知症や知的・精神障害などで判断能力が十分でなくなった人は、預貯金などの管理や介護サービスの契約などを自分ですることが難しくなる場合があります。

また、自分に不利な契約を結んでしまうなど、消費者被害にあう恐れもあります。そのような時、生活や権利を守り、地域で安心して暮らせるように支援するのが、『成年後見制度』です。

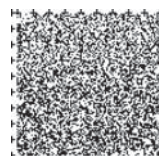
このような時は、お気軽にご相談ください。

❖ 親が認知症になり、施設費を支払うため親名義の定期預金を解約したいが、後見人等以外はできないと言われた。

❖ 親亡き後の知的障害のある子どもの将来が心配。サービスの契約やお金の管理はどうなるのだろう。

❖ 精神障害があるきょうだいが、悪徳商法の被害にあいそうで心配。

❖ 成年後見制度について、詳しく知りたい。



利用のしかた

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。どちらの制度を利用するにも、家庭裁判所に申立て(手続き)をする必要があります。

法定後見制度 (6ページ)

すでに判断能力が不十分な方に

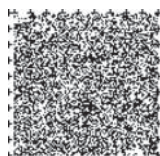
法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、「後見、保佐、補助」の3つに分けられます。家庭裁判所は、本人の判断能力の程度に応じて、本人の権利を守る成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任します。

任意後見制度 (8ページ)

将来の不安に備えたい方に

自分の判断能力が十分にあるうちに、将来の不安に備えて、あらかじめ「誰に」「どのような支援をしてもらうか」などを自分で決め、公正証書を作成し、契約しておく制度です。

家庭裁判所に申立てをするのは、判断能力が低下してからとなります。



家庭裁判所への 申立て

申立てができる人

本人・配偶者・4親等内の
親族など

4親等内の親族とは…

- 父母、祖父母、子、孫、ひ孫
- 兄弟姉妹、甥、姪
- おじ、おば、いとこ
- 配偶者の親、兄弟姉妹など

任意後見制度の場合は、「任意後見監督人選任の申立て」となり、上記の人以外に、任意後見人受任者が申立てをすることもできます。

提出書類

申立書・戸籍謄本
住民票・診断書 など

※申立てを行う家庭裁判所によって提出書類が異なる場合がありますので、ご注意ください。

※申立書や診断書などは、定められた書式があります。

申立てをする裁判所

原則として、本人の「生活の本拠地」（日常生活をしている所）を管轄する家庭裁判所に行います。施設に入所している場合や長く入院中である場合などは、その場所を生活の本拠地と判断する場合もあります。

審判手続き

調査

家庭裁判所の調査官が、本人や親族などに事情を尋ねたり、問合わせをしたりします。

鑑定

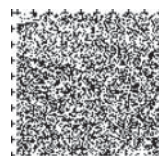
必要に応じて、本人の判断能力について、医師による鑑定を行うことがあります。

審判

■家庭裁判所は、後見などの開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる成年後見人などや監督人を選任します。

■審判内容が法務局に登録されます。審判内容は戸籍には記載されません。

**成年後見制度による
支援が始まります**



法定後見制度

すでに判断能力が不十分である人が、財産管理や、医療・福祉等のサービスについての契約を行うことを支援してもらう制度です。

「後見」「保佐」「補助」の3類型

法定後見制度は、判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられ、本人や親族などの申立てによって家庭裁判所で選ばれた成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）が支援します。



後見

判断能力が全くなく、重度の認知症や知的・精神障害のために日常生活を送るのが困難な人

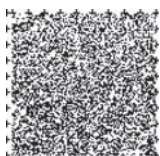
保佐

判断能力が著しく不十分で、中程度の認知症や知的・精神障害のために不動産の売買など、重要な財産行為が一人でできない人。



補助

判断能力が十分でなく、軽度の認知症や知的・精神障害のために重要な財産行為を一人で行うには不安がある人。



法定後見制度の概要

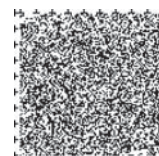
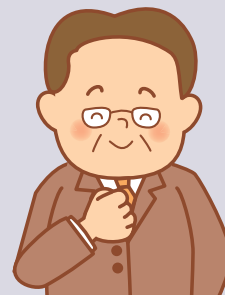
	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が全くない	判断能力が著しく不十分	判断能力が十分でない
制度利用の申立てができる人	本人・配偶者・4親等内の親族など ※申立ての際の本人の同意は、後見と保佐は不要、補助は必要。		
同意権・取消権	日常生活に関する行為以外の行為 ※本人の同意は不要	民法13条1項で定められた行為 ※本人の同意は不要 ※日常生活に関する行為を除く	申立ての範囲内で家庭裁判所が定めた特定の法律行為（民法13条1項の一部） ※本人の同意が必要 ※日常生活に関する行為を除く
代理権	財産に関するすべての法律行為 ※本人の同意は不要	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 ※本人の同意が必要	

※日常生活に関する行為とは、日用品の購入（食料品や衣類などの買い物）などです。

※民法13条1項に定められた行為は、預貯金を払い戻すこと、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などです。

制度利用の申立てをできる人がいない場合

法定後見制度を利用するための申立ては、通常は本人や配偶者、親族が行います。しかし、身寄りがなく、また本人も申立てが困難なほど判断能力が不十分な場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が申立てをすることができます。



任意後見制度

今は大丈夫でも、将来の不安に備えて、あらかじめ支援してもらう人(任意後見人)と、支援してもらう内容を決めておく制度です。

将来の不安に備えた契約

任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分になったとき、すみやかに支援してもらうための契約を結んでおく制度です。あらかじめ本人が任意後見人を選び、いざというときの財産管理や、療養看護に関する契約の代理権を与える(同意・取消権は与えられません)任意後見契約を公証人が作成する公正証書で結んでおきます。

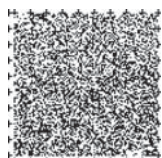
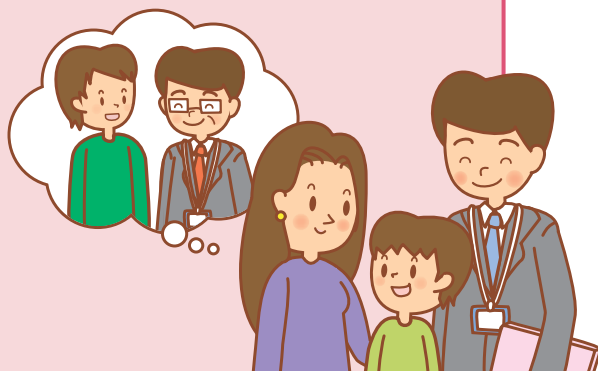


任意後見監督人が必要

本人の判断能力が低下したら、本人や配偶者、親族、任意後見受任者などが家庭裁判所に、任意後見人を監督する任意後見監督人選任の申立てをします。必要に応じて監督人が選任される法定後見制度と違い、任意後見制度を利用するときは必ず選任されます。家庭裁判所で任意後見監督人が選任されてはじめて、任意後見契約の効力が生じます。

知的障害・精神障害の子どもがいる場合

知的障害・精神障害の子どもがいて、本人の意思能力が不十分な場合、親には将来自分が年老いたり亡くなったりしたときの不安があります。その場合、親は親権にもとづいて、あらかじめ子どもに代わって第三者と任意後見契約を結ぶことができます。



成年後見制度を利用した事例

後見事例

❖本人の状況:認知症 ❖申立人:妻 ❖後見人:妻

本人は、3年程前からもの忘れがひどくなり、1年前から入院していました。ある日、本人の弟が事故で亡くなり、本人が弟の財産を相続することになりましたが、弟には負債しかなく、困った本人の妻は相続放棄の手続きをとりたいと考えました。

本人の妻は後見開始の申立てを行い、家庭裁判所の審理を経て、妻が成年後見人に選任されました。妻は、相続放棄の手続きをすることができました。

保佐事例

❖本人の状況:認知症 ❖申立人:孫 ❖保佐人:司法書士

ひとり暮らしをしていた本人が買い物の際にいくらお金を出したか分からなくなるなど認知症の症状が進み、有料老人ホームに入所することになりました。そこで本人が住んでいた自宅の土地・建物を売却することになりました。

孫は保佐開始と、土地・建物を売却する代理権付与の申立てをしました。家庭裁判所の審理を経て、司法書士が保佐人に選任され、土地・建物の売却手続きをすることができました。

補助事例

❖本人の状況:認知症 ❖申立人:長女

❖補助人:長女

本人は最近、家事での失敗が多くなり、さらに、同居する長女の留守中に、訪問販売員から必要のない高額な商品をいくつも購入してしまうなど軽度の認知症の症状が見られるようになりました。

長女は補助の開始と、高額な商品を購入する際の同意権付与の申立てをしました。家庭裁判所の審理を経て補助人に選任され、同意権も与えられた長女は、本人が高額な商品を購入した場合、その契約を取り消すことができるようになりました。

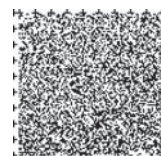
任意後見事例

❖本人の状況:脳梗塞による認知症 ❖申立人:長男

❖任意後見人:長男 ❖任意後見監督人:弁護士

本人は長年にわたり駐車場を経営していましたが、判断能力が低下する将来に備え、長男との間で任意後見契約を結びました。数か月後、本人は脳梗塞で倒れて重い認知症の症状もあらわれました。

長男は任意後見監督人選任の申立てをしました。家庭裁判所の審理を経て監督人に弁護士が選任され、長男が本人に代わり駐車場管理などを含む財産管理などを行い、弁護士がそれを監督するようになりました。



成年後見人の仕事

成年後見人など(成年後見人・保佐人・補助人)には、主に本人の配偶者や親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士など法律や福祉の専門職や、法律や福祉に関する法人が選ばれます。

成年後見人などの主な仕事

成年後見人などは、本人の医療・介護・福祉など、身のまわりの生活状況にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人などの職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人などの職務ではありません。

最初の仕事

本人の財産状況などを把握するとともに、介護・医療の契約など本人にふさわしい支援方法の計画と収支予定を立てます。

1 財産管理

本人の預貯金通帳などを管理し、年金の受取りや入院費用の支払いなどの収支を通帳記入などで記録に残します。預貯金だけでなく、不動産や現金などの財産を、本人の立場にたって安全に管理します。



2 身上監護

介護サービスの利用、病院への入院、施設への入所、家の修繕、不動産の売却などに必要な契約を行います。

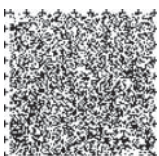
3 報告

家庭裁判所に、成年後見人等として行っている仕事の状況を報告して、必要な指示などを受けます。



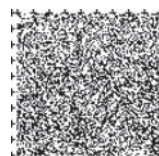
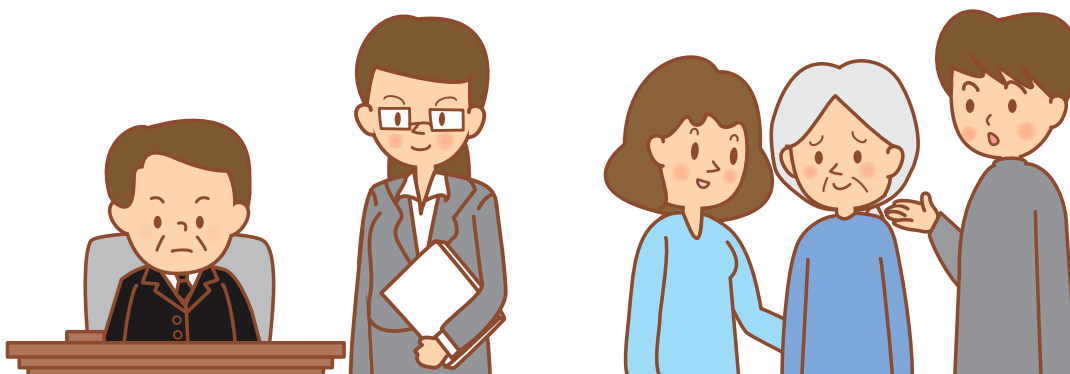
成年後見人などになれない人とは

未成年者や破産者、また本人に対して訴訟をしたことがある人やその配偶者や直系親族、以前に成年後見人などを辞めさせられたことがある人などは、成年後見人などになることができません。



留意事項

- ❖ **成年後見制度(法定後見制度)は判断能力が不十分な方が対象となる制度です。**
本人の障害が身体的なものだけの場合、または単なる浪費などの場合は、法定後見制度の対象とはなりません。
- ❖ **手続きにはある程度の時間がかかります。**
申立てから成年後見人などが選任されるまでの期間は1～3か月前後のことが多いですが、調査、鑑定等する場合には、それ以上かかることもあります。
- ❖ **成年後見人などは最終的には家庭裁判所がふさわしい人を選任します。**
申立人が希望する人が選任されるとは限りません。成年後見人などの選任に関しては不服を申立てることができません。
- ❖ **財産の状況により後見制度支援信託の利用について検討を求めることがあります。**
裁判所から検討を求められた事件で信託制度を利用しない場合は、原則として専門職後見人または専門職監督人が選任されることになります。
- ❖ **成年後見人などは裁判所の「後見等監督」を受けることになります。**
「後見等監督」とは、成年後見人などの仕事が適正にされているかどうかを確認するため、家庭裁判所が成年後見人などに対して報告を求め、調査をするなどして監督することです。
成年後見人などは、原則として、あらかじめ定められた時期に自主的に所定の後見等報告書を裁判所に提出することになります。その職務を怠った場合は、最終的には成年後見人などを解任される場合があります。
- ❖ **成年後見人などの仕事は、本人の判断能力が回復するか本人が死亡するまで続きます。**
申立てのきっかけとなった課題を解決した後も成年後見人などの仕事は続きます。成年後見人などや、後見監督人は報酬を請求することができます。
- ❖ **申立てをした後は原則として手続きを取下げることにはできません。**
申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ、取下げることにはできません。



利用にかかる費用など

成年後見制度を利用するために、家庭裁判所に申立てをするときには、一定の費用がかかります。また、選任された成年後見人などの報酬は、被後見人などの財産額などによって決まります。

利用の申立てにかかる主な費用



● 法定後見制度 ～審判の申立てに必要な書類と費用～

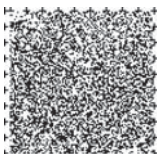
申立書類	申立書、申立書付票、本人の財産目録、後見人等候補者質問票、親族関係図、親族の同意書など。
手数料	申立手数料(収入印紙) 800円 登記手数料(収入印紙) 2,600円
戸籍謄本	本人および後見人など候補者の戸籍謄本。
住民票	本人および後見人など候補者の住民票。
登記事項証明書	成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人として登記されていないことの証明書。法務局に申請します。
郵便切手	連絡用の郵便切手。 くわしい金額は申立てをする家庭裁判所、又は久留米市成年後見センターにご確認ください。
診断書	申立の段階で必要な、かかりつけ医等の診断書。 金額は医療機関によって異なります。
鑑定料	家庭裁判所が必要と認めた本人の判断能力の程度の鑑定料。 金額は個々の事案によって異なります。

※「保佐」や「補助」の申立てに、代理権や同意・取消権を付与する場合は、各800円の追加手数料(収入印紙)が必要になります。

※申立てを行う家庭裁判所によって提出書類が異なる場合があります。

● 任意後見制度 ～任意後見契約公正証書の作成に必要な費用～

公正証書作成の基本手数料	1契約につき 1万1,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	2,600円
その他	本人等に交付する正本等の証書代、登記嘱託郵送用の切手代など。 契約内容によって異なります。



成年後見人などに支払う報酬について

◆ 成年後見人などの報酬の目安(基本報酬)

- | | |
|----------------------------|----------|
| ・通常の後見事務を行った場合 | 月額2万円 |
| ただし、 | |
| ・管理財産額が1,000万～5,000万円以下の場合 | 月額3万～4万円 |
| ・管理財産額が5,000万円を超える場合 | 月額5万～6万円 |

◆ 監督人の報酬の目安(基本報酬)

- | | |
|----------------------|---------------|
| ・管理財産額が5,000万円以下の場合 | 月額1万～2万円 |
| ・管理財産額が5,000万円を超える場合 | 月額2万5,000～3万円 |

- ❖ 成年後見人などの事務に特別困難な事情があった場合などには、相当額の報酬が付加されます。
- ❖ 成年後見人などが複数いる場合は、上記の報酬額が分担する事務の内容に応じて按分されます。

(東京家庭裁判所資料より)

● 報酬は家庭裁判所が決めます

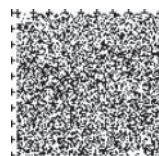
成年後見人など(成年後見人・保佐人・補助人)への報酬は、成年後見人などから申立てがあった場合、家庭裁判所の審判で決定されます。監督人(成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見監督人)についても同様です。ただし、任意後見人の報酬については、任意後見契約で決められた金額となります。

● 報酬の目安

被後見人などの財産額などによって異なります。親族が成年後見人などの場合は、申立てがないことが多いのですが、申立てがあった場合は事案に応じて減額されることがあります。

経済的な理由で利用が困難な場合

市区町村によっては、申立て費用や後見人に支払う報酬が支払えないなど経済的な理由で成年後見制度が受けられないといったことがないように、「**成年後見制度利用支援事業**」として、**費用の全部または一部を助成する事業**を行っています。くわしくは担当窓口にお問い合わせください。



成年後見登記制度とは

成年後見制度の後見等の開始や、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、その内容が東京法務局に登録され、必要に応じて登記情報が開示される制度です。

成年後見登記制度とは

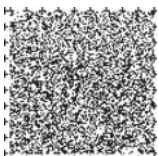
成年後見登記制度は、成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などをコンピュータシステムによって東京法務局で登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（もしくは登記されていないことの証明書）を発行することによって、登記情報を開示する制度です。

「変更の登記」と「終了の登記」

登記されている本人や成年後見人などの住所が変わるなど、登記内容に変更が生じたときは、「変更の登記」をする必要があります。また、本人の死亡などによって法定後見や任意後見が終了したときは、「終了の登記」をする必要があります。「変更の登記」と「終了の登記」の申請は、本人や親族など利害関係のある人も行うことができます。

どんなときに登記事項証明書を利用する？

たとえば、成年後見人が本人に代わって財産の売買契約や介護サービスの利用契約などを結ぶときに、取引相手に対して登記事項の証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらうという利用方法があります。また、成年後見制度を利用する人には一定の制限が加えられるため、成年後見などのサポートを受けていない人が自分が登記されていないことを証明書の交付によって明らかにすることもできます。登記事項証明書の交付は、郵送で請求する場合は東京法務局で、窓口で請求する場合は各法務局又は地方法務局（「支局」や「出張所」では取り扱っておりません）で、それぞれ請求できます。



久留米市成年後見センターの 業務内容

1. 総合相談窓口

電話や窓口で、成年後見制度を必要とする人やその家族、関係機関などからの相談を受け付けます。

2. 成年後見制度の利用支援

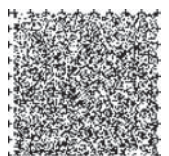
制度を利用しやすくするための相談・助言、情報提供、申立て手続きの支援を行います。

3. 制度の普及・啓発

成年後見制度に関する講演会や研修会を開催し、市民や各関係機関に幅広く、周知・啓発を行います。



お気軽にご相談ください



各種お問い合わせ先

● 成年後見制度に関する相談窓口

相談先	連絡先(電話)	所在地
久留米市健康福祉部 長寿支援課	(0942)30-9038	久留米市城南町15-3
久留米市健康福祉部 障害者福祉課	(0942)30-9035	久留米市城南町15-3
久留米中央地域包括支援センター	(0942)46-8711	久留米市東町32-2
久留米中央第2地域包括支援センター	(0942)27-6860	久留米市原古賀町30-1IKEDAビル1階
久留米中央第3地域包括支援センター	(0942)27-6886	久留米市諏訪野町1803-6 えーるピア久留米敷地内
久留米東地域包括支援センター	(0942)41-5522	久留米市山本町豊田1499-21
久留米東第2地域包括支援センター	(0943)72-8055	久留米市田主丸町田主丸459-11
久留米西地域包括支援センター	(0942)51-6100	久留米市三潯町玉満2779-1
久留米西第2地域包括支援センター	(0942)27-8569	久留米市大善寺南2-10-8
久留米南地域包括支援センター	(0942)51-2332	久留米市上津1-13-22
久留米南第2地域包括支援センター	(0942)36-5311	久留米市南1-8-1
久留米北地域包括支援センター	(0942)23-1055	久留米市北野町中3253
久留米北第2地域包括支援センター	(0942)65-5156	久留米市東合川5丁目9番10号 久留米地域職業訓練センター1階
久留米市東部障害者基幹相談支援センター	(0943)73-0045	久留米市田主丸町中尾1274番地2
久留米市西部障害者基幹相談支援センター	(0942)27-2038	久留米市安武町武島468番地2
久留米市南部障害者基幹相談支援センター	(0942)51-8555	久留米市藤山町1764番地4
久留米市北部障害者基幹相談支援センター	(0942)65-7855	久留米市長門石1丁目1番32号総合福祉会館2階

● 成年後見制度の総合相談窓口(お気軽にご相談ください)

社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

久留米市成年後見センター

〒830-0027 久留米市長門石1-1-34

電話 (0942)30-2732

FAX (0942)34-3090

E-mail: k-syakyo@kumin.ne.jp

お車でお越しの場合

JR久留米駅近く「京町第二公園」信号を西に向かい、
梅林寺地下道、長門石橋を通り、右前方に見える建物です。
駐車場は敷地内をご利用ください。

バスでお越しの場合

- ・西鉄バス40番(長門石経由目達原・佐賀行き)「総合福祉会館前」下車
- ・西鉄久留米バスセンター ⇒「6」のりばより乗車
- ・JR久留米駅 ⇒駅前「3」のりばより乗車

